

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

報告事項件名	頁
(1) 食品ロス削減推進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 新型コロナウイルス感染拡大に対するごみ収集作業体制について・・・・・・・・	3
(3) 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について・・・・・・・・	4
(4) 資源持去り防止対策の実施結果について・・・・・・・・	7
(5) レジ袋の有料化について・・・・・・・・	9
(6) 折りたたみ式ごみ収集ボックス「とりコン」の貸出状況について・・・・・・・・	11
(7) ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について・・・・・・・・	12
(8) 不法投棄対策の実施状況について・・・・・・・・	15

(環境部)

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	食品ロス削減推進計画の策定について
所管部課名	環境部 環境政策課、ごみ減量推進課
内容	<p>令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食ロス法」という。）により、地方公共団体は、食品ロス削減推進計画（以下「食ロス計画」という。）の策定に努めることとされたため、以下のとおり食ロス計画の策定を進めていく。</p> <p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 5月 議員発議で食ロス法が提案され、衆参全会一致で可決 ・ 令和元年10月 食ロス法施行 ・ 令和2年 3月 食ロス法に基づく政府基本方針が閣議決定 <p>2 食ロス計画策定の進め方</p> <p>食品ロスは、ごみ減量やエネルギー・CO₂削減と関連する環境問題であることから、現在進行中の環境基本計画の見直しに含めて食ロス計画策定を進めていく。については、7月に開催を予定している環境審議会で、食ロス計画の策定を追加諮問する。</p> <p>3 食品ロスの削減の定義</p> <p>「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。</p> <p>※ 食品ロスの削減の推進に関する法律 第二条2項</p> <p>4 庁内連携</p> <p>食品ロスは事業者、消費者の双方から発生しており、食育やフードドライブとも関わりがあるため、産業経済部、衛生部、福祉部等とも連携し、推進体制を整備するとともに、区民・事業者等の取組みを推進する効果的な事業を検討していく。</p>
問題点 今後の方針	<p>区の食ロス計画は、政府基本方針と今後策定予定の東京都食ロス計画と整合を図りつつ、区の特徴を踏まえて策定する必要がある。都や他自治体の情報収集と、区独自の廃棄物調査や区民・事業者へのインタビューなどにより、現状を把握し、課題や対応策を分析し、食ロス計画をまとめていく。</p> <p>食ロス計画は、環境基本計画の中に盛り込む形で令和3年度末に策定する。</p>

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	新型コロナウイルス感染拡大に対するごみ収集作業体制について																																																
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課、足立清掃事務所																																																
内容	<p>新型コロナウイルス感染防止と、ごみ量増への臨時的対応を実施したので報告する。</p> <p>1 収集時の圧縮による袋の破裂と飛散防止 燃やすごみ量の増に対応して、4月1日～5月30日の間、平時の小型プレス車59台に加え、臨時に車両を5台増車し対応した（業務委託している粗大ごみや資源収集についても1～4台増車した）。</p> <p>2 作業員の感染防止対策 (1) 作業員の待機場所の分散 職員が感染した場合の感染拡大を限定するため、閉館中の悠々会館を待機場所として使用し、分散を図った。 (2) 事務所内のクラスター回避 14時30分以降、収集作業が終了しだい自宅勤務とした。</p> <p>3 緊急事態宣言後のごみ量や資源回収量（5月分）</p> <p>ごみ量（1日あたりの処理量） 単位：t</p> <table border="1" data-bbox="440 1182 1449 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>421.81</td> <td>466.91</td> <td>110.7%</td> </tr> <tr> <td>燃やさないごみ</td> <td>12.23</td> <td>18.46</td> <td>150.9%</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>14.97</td> <td>17.20</td> <td>114.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資源回収量（1日あたりの処理量） 単位：t</p> <table border="1" data-bbox="440 1451 1449 1809"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞</td> <td>2.86</td> <td>4.09</td> <td>143.0%</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>6.09</td> <td>12.58</td> <td>206.6%</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>12.59</td> <td>20.22</td> <td>160.6%</td> </tr> <tr> <td>紙パック</td> <td>0.04</td> <td>0.06</td> <td>150.0%</td> </tr> <tr> <td>びん</td> <td>15.25</td> <td>17.42</td> <td>114.2%</td> </tr> <tr> <td>缶</td> <td>4.81</td> <td>6.23</td> <td>129.5%</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>8.68</td> <td>9.61</td> <td>110.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現在の処理量は、例年並みに戻りつつある状況である。</p>		令和元年度	令和2年度	前年比	燃やすごみ	421.81	466.91	110.7%	燃やさないごみ	12.23	18.46	150.9%	粗大ごみ	14.97	17.20	114.9%	品目	令和元年度	令和2年度	前年比	新聞	2.86	4.09	143.0%	雑誌	6.09	12.58	206.6%	段ボール	12.59	20.22	160.6%	紙パック	0.04	0.06	150.0%	びん	15.25	17.42	114.2%	缶	4.81	6.23	129.5%	ペットボトル	8.68	9.61	110.7%
	令和元年度	令和2年度	前年比																																														
燃やすごみ	421.81	466.91	110.7%																																														
燃やさないごみ	12.23	18.46	150.9%																																														
粗大ごみ	14.97	17.20	114.9%																																														
品目	令和元年度	令和2年度	前年比																																														
新聞	2.86	4.09	143.0%																																														
雑誌	6.09	12.58	206.6%																																														
段ボール	12.59	20.22	160.6%																																														
紙パック	0.04	0.06	150.0%																																														
びん	15.25	17.42	114.2%																																														
缶	4.81	6.23	129.5%																																														
ペットボトル	8.68	9.61	110.7%																																														
問題点 今後の方針	引き続き、作業員等の感染防止に努めるとともに、区民生活に影響が生じないよう収集作業を継続していく。																																																

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について																																																																																																	
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課																																																																																																	
内容	<p>令和元年度のごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）及び資源化量、資源化率について、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。</p> <p>1 家庭ごみ排出量【別紙1】家庭ごみ排出量の推移 単位：t</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ごみ種別</th> <th>燃やすごみ</th> <th>燃やさないごみ</th> <th>粗大ごみ</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>126,170</td> <td>3,273</td> <td>5,050</td> <td>134,493</td> <td>1,178</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>125,402</td> <td>3,312</td> <td>4,601</td> <td>133,315</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ごみ量の中には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみを含む。</p> <p>2 資源回収量【別紙1】資源化量及び資源化率の推移</p> <p>(1) 品目別 単位：t</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政回収等</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>ペットボトル</th> <th>食品トレイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,377</td> <td>4,589</td> <td>1,512</td> <td>2,645</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6,214</td> <td>4,730</td> <td>1,469</td> <td>2,423</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政回収等</th> <th>品目</th> <th>RVM (飲料缶)</th> <th>RVM (ペット)</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16,126</td> <td>871</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>50</td> <td>366</td> <td>—</td> <td>15,255</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">集団回収</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>古布</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,018</td> <td>7</td> <td>387</td> <td>124</td> <td>9,536</td> <td>△713</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>9,729</td> <td>9</td> <td>389</td> <td>122</td> <td>10,249</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>資源回収量については、古紙市況の低迷による集団回収事業者の撤退等により、特に集団回収の古紙回収量が減少した。</p> <p>(2) 行政回収量と集団回収量の合計 単位：t</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>行政回収量</th> <th>集団回収量</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>16,126</td> <td>9,536</td> <td>25,662</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15,255</td> <td>10,249</td> <td>25,504</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						ごみ種別	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減	令和元年度	126,170	3,273	5,050	134,493	1,178	平成30年度	125,402	3,312	4,601	133,315	—	行政回収等	品目	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ	令和元年度	7,377	4,589	1,512	2,645	3	平成30年度	6,214	4,730	1,469	2,423	3	行政回収等	品目	RVM (飲料缶)	RVM (ペット)	合計	増減	令和元年度	—	—	—	16,126	871	平成30年度	50	366	—	15,255	—	集団回収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減	令和元年度	9,018	7	387	124	9,536	△713	平成30年度	9,729	9	389	122	10,249	—		行政回収量	集団回収量	合計	増減	令和元年度	16,126	9,536	25,662	158	平成30年度	15,255	10,249	25,504	—
	ごみ種別	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減																																																																																												
	令和元年度	126,170	3,273	5,050	134,493	1,178																																																																																												
	平成30年度	125,402	3,312	4,601	133,315	—																																																																																												
	行政回収等	品目	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ																																																																																											
		令和元年度	7,377	4,589	1,512	2,645	3																																																																																											
	平成30年度	6,214	4,730	1,469	2,423	3																																																																																												
	行政回収等	品目	RVM (飲料缶)	RVM (ペット)	合計	増減																																																																																												
	令和元年度	—	—	—	16,126	871																																																																																												
	平成30年度	50	366	—	15,255	—																																																																																												
集団回収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減																																																																																											
	令和元年度	9,018	7	387	124	9,536	△713																																																																																											
	平成30年度	9,729	9	389	122	10,249	—																																																																																											
	行政回収量	集団回収量	合計	増減																																																																																														
令和元年度	16,126	9,536	25,662	158																																																																																														
平成30年度	15,255	10,249	25,504	—																																																																																														

3 資源化率

(1) ごみ総量に対する資源化率

・ 令和元年度目標値……………20.1% 単位：t

	ごみ総量	資源化量	資源化率
令和元年度	160,155	30,503	19.05%
平成30年度	158,819	30,307	19.08%

※ 資源化率＝資源化量÷ごみ総量

資源化量・・・資源行政・集団回収量＋燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量
 ごみ総量・・・家庭ごみ排出量＋資源行政・集団回収量

(2) 燃やさないごみの資源化率

・ 令和元年度目標値……………90% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
令和元年度	3,273	2,987	91.3%
平成30年度	3,312	3,034	91.6%

※ 残り約9%は、廃プラスチックや陶磁器類の粉状の物であり、別途費用をかければ、製紙工場等で使用される固形燃料にすることができる。

(3) 粗大ごみの資源化率

・ 令和元年度目標値……………40% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
令和元年度	5,050	1,854	36.7%
平成30年度	4,601	1,769	38.5%

参考【別紙1】1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移

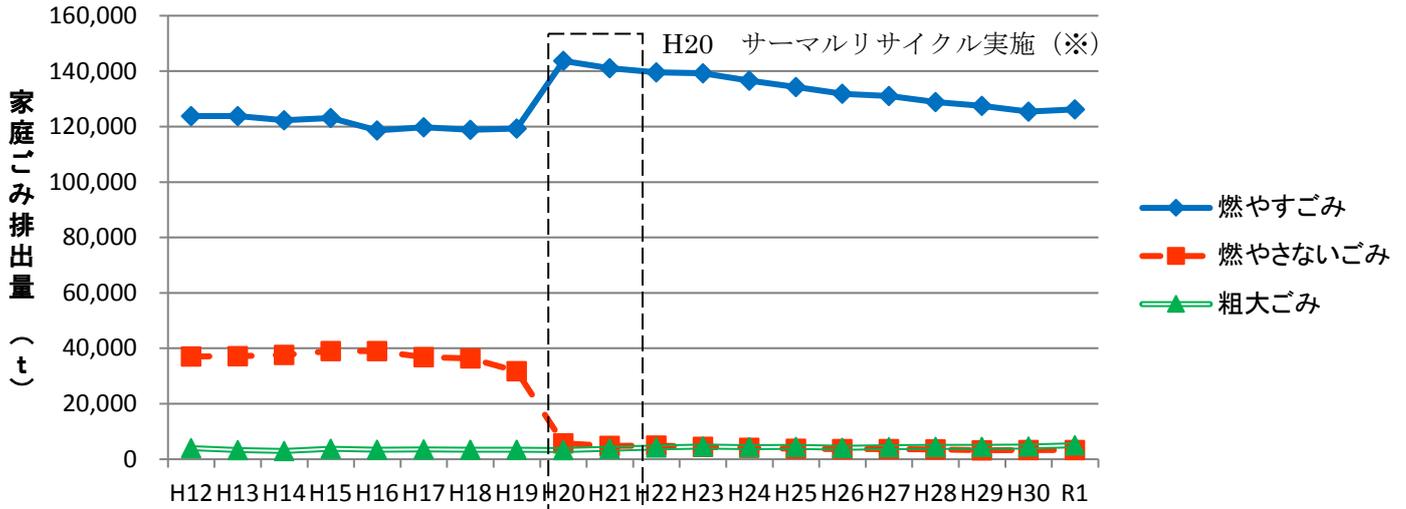
・ 令和元年度目標値……………520g 単位：g

項目	年度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ量	561.1	545.0	539.9	530.5	533.0

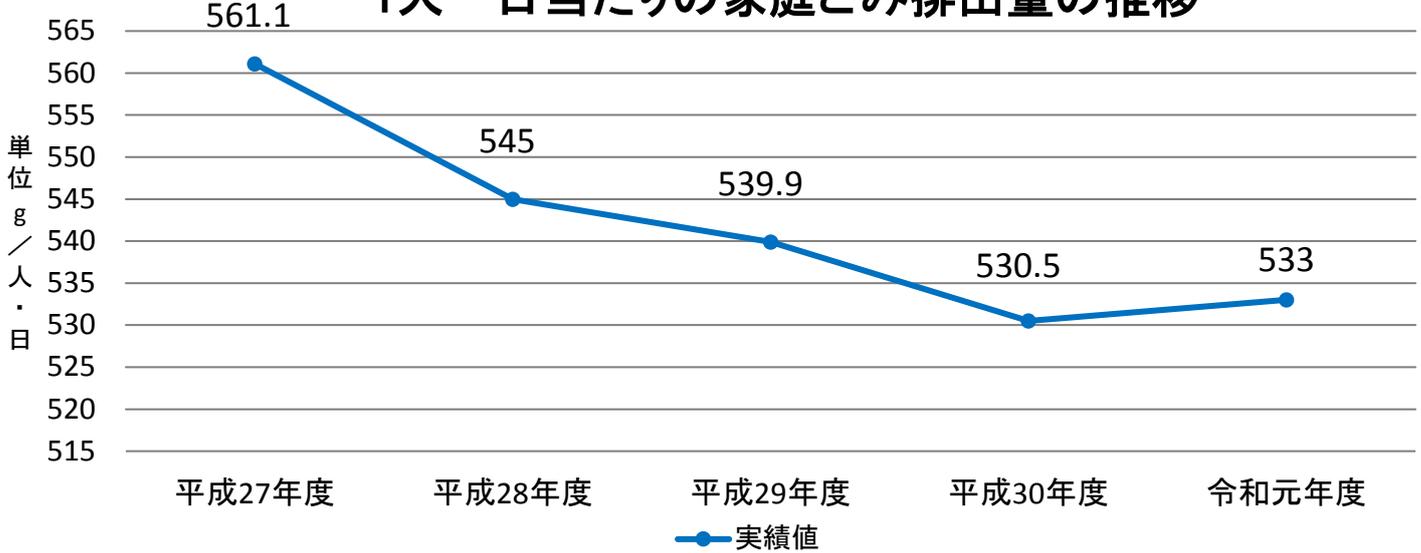
問題点
今後の方針

家庭から排出される燃やすごみの減量に向け、資源となる紙類の分別徹底に加え、未利用食品や調理くず等の厨芥ごみの削減（食品ロス問題等）に取り組んでいく。

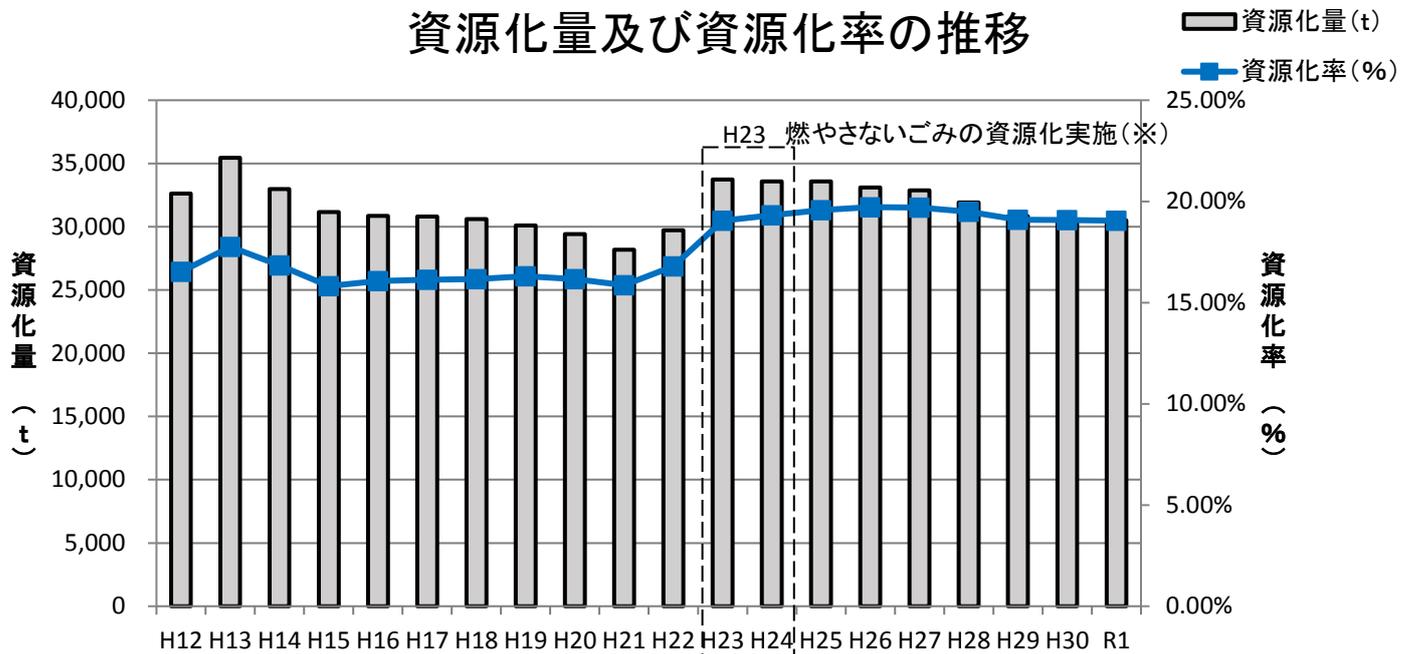
家庭ごみ排出量の推移



1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移



資源化量及び資源化率の推移



産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

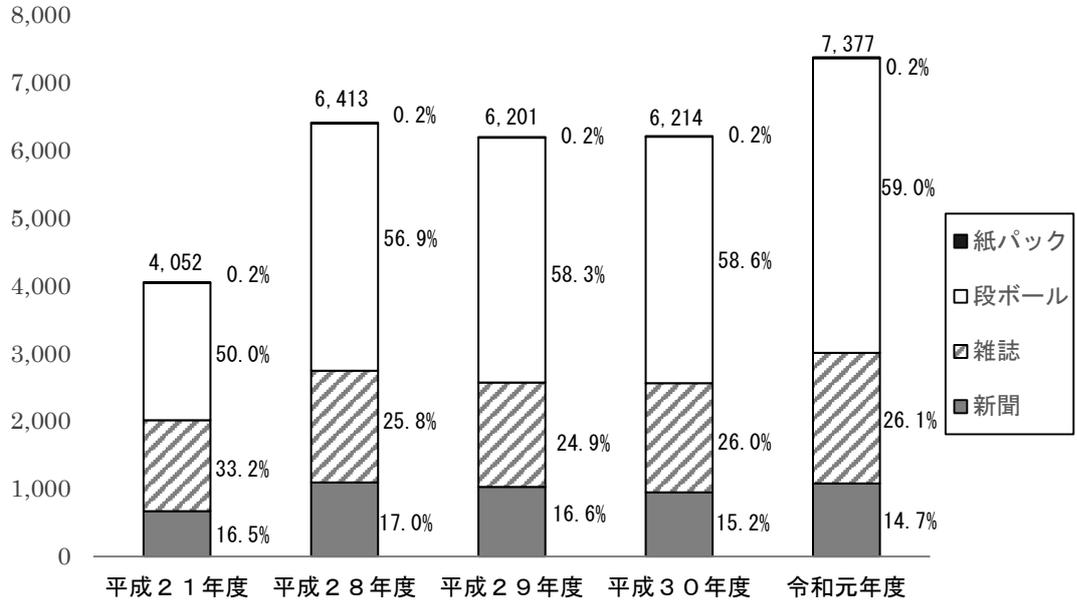
件名	資源持去り防止対策の実施結果について																														
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課																														
内容	<p>令和元年度の資源持去り防止対策の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 資源持去り防止指導員によるパトロール（車両1台2人体制） 持去り行為を繰り返す者に対し、警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。 実施日時：月曜～土曜日・午前7時から正午まで</p> <p>【資源持去り防止指導員によるパトロール実績】</p> <table border="1" data-bbox="384 869 1455 1048"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意等</th> <th>警告</th> <th>過料</th> <th>収集運搬禁止命令</th> <th>氏名等公表（※）</th> <th>罰金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,941件</td> <td>1件</td> <td>24件</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,981件</td> <td>2件</td> <td>32件</td> <td>30件</td> <td>13件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 氏名等公表は、区役所前掲示場及び区ホームページに、30日間掲載している。</p> <p>2 民間警備会社によるパトロール（車両2台4人体制） 持去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。不法投棄物を発見した際は、ごみ減量推進課から管理者に連絡し対応を依頼している。 実施日時：月曜～土曜日・午前4時から午前8時まで ※時間帯は弾力的に変更</p> <p>【民間警備会社によるパトロール実績】</p> <table border="1" data-bbox="389 1536 1423 1715"> <thead> <tr> <th></th> <th>口頭注意 (資源持去り禁止条例周知チラシ)</th> <th>発見した不法投棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,577件</td> <td>1,406件</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,715件</td> <td>466件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 口頭注意件数が減少した理由として、古紙相場の下落により、持去り行為者が減ったことが要因として考えられる。</p> <p>3 告発 禁止命令に従わずに、繰り返し持去り行為を行なう悪質な行為者2者に対し、綾瀬警察署及び西新井警察署と連携し取り締まりを行い、刑事告発を行なった。いずれも書類送検に至り、20万円の罰金刑に処された。</p>		注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名等公表（※）	罰金	令和元年度	3,941件	1件	24件	14件	14件	2件	平成30年度	3,981件	2件	32件	30件	13件	1件		口頭注意 (資源持去り禁止条例周知チラシ)	発見した不法投棄物	令和元年度	1,577件	1,406件	平成30年度	4,715件	466件
	注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名等公表（※）	罰金																									
令和元年度	3,941件	1件	24件	14件	14件	2件																									
平成30年度	3,981件	2件	32件	30件	13件	1件																									
	口頭注意 (資源持去り禁止条例周知チラシ)	発見した不法投棄物																													
令和元年度	1,577件	1,406件																													
平成30年度	4,715件	466件																													

4 資源持去り対策による効果

古紙の行政回収量は、平成22年度の資源持去り禁止条例の制定以前に比べて増加しており、一定の効果があると考えられる。

【古紙の行政回収量の推移】

単位：t



	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	合計	前年比
令和元年度	1,081	1,929	4,353	14	7,377	119%
平成30年度	947	1,616	3,639	12	6,214	100%
平成29年度	1,029	1,543	3,616	13	6,201	97%
平成28年度	1,093	1,655	3,650	15	6,413	97%
平成21年度	669	1,347	2,026	10	4,052	—

※ 端数処理のため、各合計値と内訳が一致しない場合がある。

内 容

問 題 点
今後の方針

資源持去り行為への取り締まりの要望が多いため、引き続き、繰り返し持去り行為を行う悪質な行為者（車両を使用し持去り行為を行う者）に対し、区内警察署と連携し、厳正に対処していく。

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	レジ袋の有料化について
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課、環境政策課
内容	<p>「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の省令改正により、令和2年7月1日から小売業事業者の提供するレジ袋が有料化された。</p> <p>1 制度の概要</p> <p>(1) 対象事業者 プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者</p> <p>(2) 対象となる袋 消費者が購入した商品を運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋</p> <p>(3) 価格設定 1枚あたり1円以上とする。</p> <p>2 周知について</p> <p>(1) 区ホームページおよびあだち広報（6月10日号）により周知を行った。</p> <p>(2) 各商店街代表者に、政府作成の有料化チラシ（別紙2）を2月に配布した。</p> <p>3 国および都の動き</p> <p>(1) 国（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者および消費者の相談窓口開設 ・ 事業者向け説明会の開催（新型コロナウイルスの影響で延期） ・ チラシ、パンフレット、ポスター、政府広報による周知 ・ テレビCM、車内広告の実施 <p>(2) 東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、ポスター、キャンペーン等による周知啓発
問題点 今後の方針	新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら、さらなる周知を行っていく。

レジ袋削減に ご協力下さい

～レジ袋有料化のご協力をお願い～



海洋プラスチックごみ問題を含めた
環境問題が深刻さを増しています。



政府では環境問題解決に向けて
様々な施策を実施、検討しています。



“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、
環境問題解決の一步になるよう、
皆様のご協力を賜りたく、
よろしくお願い申し上げます。

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。
以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、
あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

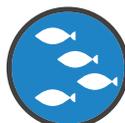
プラスチックの
フィルムの厚さが
50マイクロメートル以上のもの

繰り返し使用が可能であることから、
プラスチック製買物袋の
過剰な使用抑制に寄与するためです



海洋生分解性プラスチックの
配合率が100%のもの

微生物によって海洋で分解される
プラスチック製買物袋は、
海洋プラスチックごみ問題対策に
寄与するためです



バイオマス素材の配合率が
25%以上のもの

植物由来がCO₂総量を変えない素材であり、
地球温暖化対策に寄与するためです



消費者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-080180

事業者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-000930

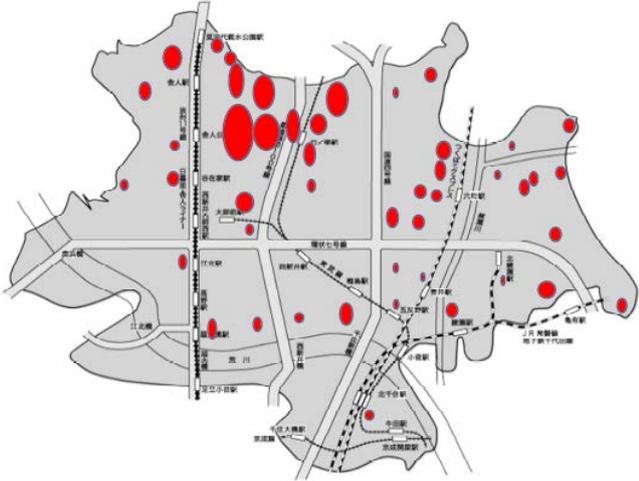
経済産業省
レジ袋有料化
に関するHP



https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	折りたたみ式ごみ収集ボックス「とりコン」の貸出状況について																																																						
所管部課名	環境部 足立清掃事務所																																																						
内容	<p>令和元年度の「とりコン」の貸出状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和元年度の月別貸出数（件）</p> <table border="1" data-bbox="341 651 1445 846"> <thead> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> <th>平成29～令和元年度の累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71</td> <td>100</td> <td>114</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>77</td> <td>63</td> <td>60</td> <td>43</td> <td>46</td> <td>42</td> <td>33</td> <td>788</td> <td>1,266</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)平成30年度</p> <table border="1" data-bbox="341 904 1294 987"> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>68</td> <td>39</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>64</td> <td>63</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>472</td> <td>※平成29年度は6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸出地域について</p> <p>分布図 (平成29年度～令和元年度の累計)</p>  <p>3 貸出の多い地域（開始当初からの累計）</p> <table border="1" data-bbox="416 1626 1406 1798"> <tbody> <tr> <td>1. 西伊興(150個)</td> <td>2. 古千谷本町(113個)</td> <td>3. 西保木間(90個)</td> <td>4. 伊興(89個)</td> </tr> <tr> <td>5. 西新井(82個)</td> <td>6. 花畑(77個)</td> <td>7. 東伊興(71個)</td> <td>8. 東和(67個)</td> </tr> <tr> <td>9. 竹の塚(54個)</td> <td>10. 舎人(41個)</td> <td>11. 入谷(37個)</td> <td>12. 綾瀬(21個)</td> </tr> </tbody> </table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平成29～令和元年度の累計	71	100	114	72	67	77	63	60	43	46	42	33	788	1,266	29	68	39	1	13	64	63	52	29	34	23	57	472	※平成29年度は6件	1. 西伊興(150個)	2. 古千谷本町(113個)	3. 西保木間(90個)	4. 伊興(89個)	5. 西新井(82個)	6. 花畑(77個)	7. 東伊興(71個)	8. 東和(67個)	9. 竹の塚(54個)	10. 舎人(41個)	11. 入谷(37個)	12. 綾瀬(21個)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平成29～令和元年度の累計																																										
71	100	114	72	67	77	63	60	43	46	42	33	788	1,266																																										
29	68	39	1	13	64	63	52	29	34	23	57	472	※平成29年度は6件																																										
1. 西伊興(150個)	2. 古千谷本町(113個)	3. 西保木間(90個)	4. 伊興(89個)																																																				
5. 西新井(82個)	6. 花畑(77個)	7. 東伊興(71個)	8. 東和(67個)																																																				
9. 竹の塚(54個)	10. 舎人(41個)	11. 入谷(37個)	12. 綾瀬(21個)																																																				
問題点 今後の方針	<p>今後もまちの美化のため、以下により普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の広報紙やホームページ、SNSによりPRしていく。 ・ 設置が必要かつ可能な集積所の利用者へ直接働きかけていく。 ・ モデル地域としていた伊興・舎人地域以外にも普及させていくため、各町会・自治会への周知を行っていく。 																																																						

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について					
所管部課名	環境部 生活環境保全課					
内容	令和元年度ごみ屋敷対策及び落書き対策の実施状況について、以下のとおり報告する。					
	1 ごみ屋敷対策の実施状況（令和2年3月31日現在）					
	ごみ屋敷対策全体の解決率は90.7%であり、未解決事案は50件である。また、指導継続中のごみ屋敷対策事案は45件である。					
	(1) 相談受付及び解決累計件数					
	年度		ごみ屋敷	樹木	その他	計
	24～30年度	受付	227件	429件	148件	804件
		解決	167件	384件	142件	693件
	令和元年度	受付	21件	44件	0件	65件
		解決	31件	62件	2件	95件
	累計	受付	248件	473件	148件	869件
		解決	198件	446件	144件	788件
	未解決件数		50件	27件	4件	81件
累計解決率		79.8%	94.3%	97.3%	90.7%	
前年度増減率		+6.2pt	+4.8pt	+1.4pt	+4.5pt	
(2) 現在の対策状況						
	ごみ屋敷	樹木	その他	合計		
調査中	3件	0件	0件	3件		
指導継続	45件	27件	4件	76件		
勧告	2件	0件	0件	2件		
合計	50件	27件	4件	81件		
(3) 令和元年度に重点的に取り組んだごみ屋敷事案						
平成24年度から平成26年度の間に受け付けたごみ屋敷事案16件のうち、令和元年度中に6件を解決した。						
ア 事例						
夫妻と子の3人世帯。戸建て住宅の敷地内が多くの樹木に覆われ大量のごみ屋敷となっていたが、身体的及び経済的な問題を抱え、所有者は改善に手が付けられないでいた。						
区は、平成31年1月に足立区生活環境保全審議会（以下「審議						

会」という。)に諮問し、支援する方向で進めていたが、経費の全額を親類が援助することとなり解決した。その後、福祉部が中心となって世帯の対応に当たっている。

(4) 区による支援を行った件数

足立区生活環境の保全に関する条例に基づき、ごみ屋敷1件、樹木1件を支援した。

ア ごみ屋敷の支援

敷地の屋外に設置されているコンテナの上部に大量のごみが積み上げられ樹木も公道に越境していたが、経済的な問題により所有者は片付けられないでいた。地域ボランティアに協力をいただき樹木を伐採した。

(ア) 実施日 令和2年2月(令和元年12月審議会諮問)

(イ) 支援金額 648,912円(ごみの撤去・処分)

(ウ) 地域団体謝礼 100,000円(樹木の伐採)

イ 樹木の支援

敷地内のシュロの木等が大きく成長し、通学路や隣地駐車場まで越境して倒木の危険性があったが、経済的な問題により所有者は伐採できないでいた。

(ア) 実施日 令和元年10月(令和元年7月審議会諮問)

(イ) 支援金額 149,600円(樹木の伐採)

2 空き地の草刈対策の状況(令和2年3月31日現在)

空き地の適正管理(草刈)には自主草刈と委託利用がある。

- ① 自主草刈 土地所有者自身が造園業者に委託し草刈りを行う。
- ② 委託利用 土地所有者からの申し込みを受けて、区とあらかじめ委託契約を結んでいる造園業者が草刈りを実施し、要した費用を後日、土地所有者から区に納入する。

(1) 令和元年度の草刈解決件数の内訳について

	件数	割合	委託利用料収納率
自主草刈	27件	31.4%	
委託利用	59件	68.6%	100.0%(完納)
合計	86件	100.0%	

(2) 受付及び解決件数

年度		草刈(自主+委託)
平成30年度 以前に受付	対応継続分	5件
	受付	89件
令和元年度	解決	86件
	対応継続件数	8件

※ 対応継続8件については、引き続き指導していく。

(3) 今後の方針

夏場1回の雑草除去だけでは年内に再度繁茂し苦情が再発するケースがあるため、春・秋、年2回の実施を勧奨していく。

3 落書き対策の実施状況（令和2年3月31日現在）

(1) 区内の落書き状況

落書き箇所	受付状況	対応結果		
		消去済	対応中	未消去
個人敷地や 中小企業等	72件	63件	5件	4件
区の管理施設	33件	33件	0件	0件
国、都	30件	27件	3件	0件
道路、鉄道、 電気事業者等	65件	61件	4件	0件
計	200件	184件	12件	4件

※ 未消去4件の内訳：連絡不通2件、支援拒否2件

(2) 今後の方針

区の支援を拒否する等の管理者には、粘り強く説得を図っていく。

4 情報発信について（ごみ屋敷対策、落書き対策）

令和元年度は、新聞、テレビ等の取材を10件受けた。これらの取材を通じて「足立区モデル」のごみ屋敷対策・落書き対策をPRし評価された。

問題点
今後の方針

令和2年度は、美観上課題のあるごみ屋敷案件から重点的に取り組み、解決を図っていく。

産業環境委員会報告資料

令和2年7月1日

件名	不法投棄対策の実施状況について																																																																						
所管部課名	環境部 生活環境保全課、都市建設部 駐輪場対策担当課																																																																						
内容	<p>令和元年度不法投棄対策の実施状況を以下のとおり報告する。</p> <p>平成26年4月より不法投棄総合窓口を設置後、平成27年5月から不法投棄110番を開設、平成30年4月からは民有地の不法投棄対策支援事業を開始し、区民からの通報や相談に応じている。</p>																																																																						
	<p>1 不法投棄総合窓口受付件数 1,199件(月平均100件) 単位：件</p>																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□個人敷地</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>▨事業用地</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>■区管理等</td> <td>64</td> <td>54</td> <td>62</td> <td>78</td> <td>59</td> <td>68</td> <td>89</td> <td>80</td> <td>86</td> <td>124</td> <td>79</td> <td>95</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td>総合受付数</td> <td>88</td> <td>76</td> <td>84</td> <td>99</td> <td>81</td> <td>84</td> <td>109</td> <td>103</td> <td>111</td> <td>149</td> <td>101</td> <td>114</td> <td>1,199</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	□個人敷地	10	10	13	12	10	9	10	14	13	14	13	13	141	▨事業用地	14	12	9	9	12	7	10	9	12	11	9	6	120	■区管理等	64	54	62	78	59	68	89	80	86	124	79	95	938	総合受付数	88	76	84	99	81	84	109	103	111	149	101	114	1,199
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																									
□個人敷地	10	10	13	12	10	9	10	14	13	14	13	13	141																																																										
▨事業用地	14	12	9	9	12	7	10	9	12	11	9	6	120																																																										
■区管理等	64	54	62	78	59	68	89	80	86	124	79	95	938																																																										
総合受付数	88	76	84	99	81	84	109	103	111	149	101	114	1,199																																																										
<p>※ 前年度比 14.5%増</p>																																																																							
<p>2 不法投棄総合窓口受付年度別件数(平成26～令和元年度) 単位：件</p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▨110番電話</td> <td>0</td> <td>123</td> <td>456</td> <td>555</td> <td>765</td> <td>941</td> </tr> <tr> <td>■110番WEB</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>35</td> <td>106</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>□その他通報</td> <td>480</td> <td>342</td> <td>158</td> <td>141</td> <td>181</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>480</td> <td>465</td> <td>614</td> <td>731</td> <td>1,052</td> <td>1,199</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	▨110番電話	0	123	456	555	765	941	■110番WEB	0	0	0	35	106	145	□その他通報	480	342	158	141	181	113	合計	480	465	614	731	1,052	1,199																																				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																	
▨110番電話	0	123	456	555	765	941																																																																	
■110番WEB	0	0	0	35	106	145																																																																	
□その他通報	480	342	158	141	181	113																																																																	
合計	480	465	614	731	1,052	1,199																																																																	

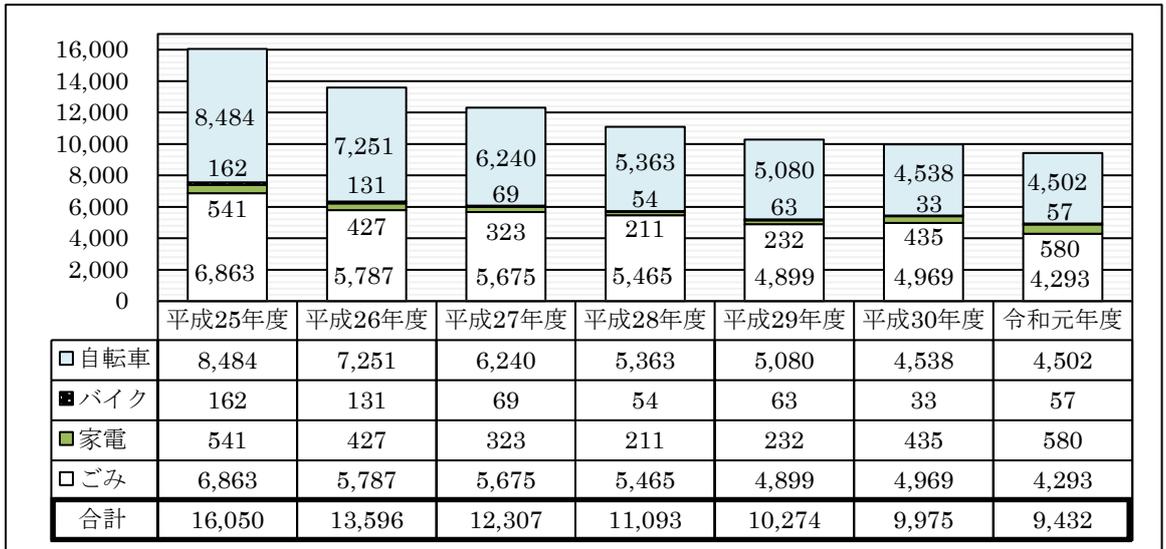
3 不法投棄処理個数 9,432個

単位：個

内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減
自転車	4,455	6	14	27	4,502	4,538	-36
バイク	54	3	0	0	57	33	24
家電	61	49	460	10	580	435	145
ごみ	1,193	809	2,209	82	4,293	4,969	-676
合計	5,763	867	2,683	119	9,432	9,975	-543

※ 前年度比 5.5%減

4 不法投棄年度別処理個数(平成25～令和元年度 種類別一覧) 単位：個



※ ピーク時である平成24年度(20,000個)比 52.8%減

5 不用自転車無料引取台数(平成26～令和元年度)

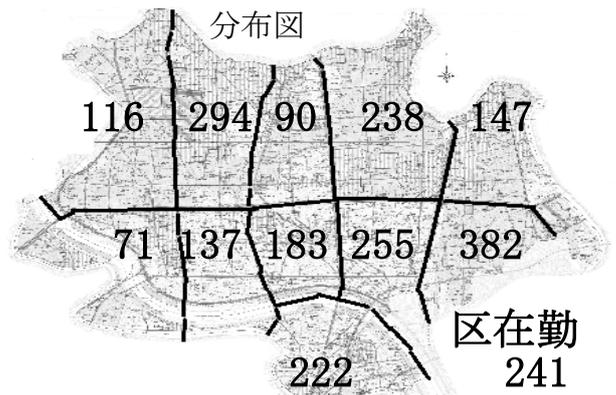
単位：台

駐移 輪送 場場	竹の塚	中央本町	北綾瀬	扇	関屋	北千住南	千住大橋	五反野北	大師前	西新井	竹の塚西	竹の塚東	台数合計
26	937	1,147	1,336	734	0	0	0	0	0	0	0	0	4,154
27	1,025	989	1,178	694	662	0	0	0	0	0	0	0	4,548
28	1,045	1,055	1,210	695	736	0	0	0	0	0	0	0	4,741
29	1,064	1,027	1,285	662	364	397	311	336	0	0	0	0	5,446
30	939	831	1,140	669	263	408	296	342	0	0	0	0	4,888
R1	1,096	867	1,465	692	368	430	318	306	222	167	91	155	6,177

※ 前年度比 26.3%増

6 通報協力員の登録数

イベント	1,478人
WEB申込	163人
電話FAX	142人
窓口	194人
足立成和信用金庫	86人
明治安田生命	313人
計	2,376人



7 協力員の通報件数(H30からの累計)

1～9回	254人	454件
11～27回	7人	134件
42～46回	2人	88件
57回通報	1人	57件
計	264人	733件

8 民有地の不法投棄物撤去件数

粗大ごみ減免	32件
業者委託	10件
指導員	9件
計	51件

※ ゴールド会員(通報30回以上) 3人

9 防犯カメラ型センサーライト貸出数 193個

10 集積所における不法投棄対策の実績(8月1日開始)

- ① 不法投棄への注意喚起、通報協力呼びかけるビラの貼付 263件
- ② 被害が再発し、警告ビラの張替えや住民への聞き込み・協力依頼 35件

11 重点対策

対策名	実施状況	
防犯カメラの設置	環境部1台、都市建設部3台、計4台設置。	
強化月間 年2回の不法投棄防止強化月間における啓発活動とパトロール。	5月30日から6月30日、10月1日から12月31日の期間中に 庁有車へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。 ○費用 735,538円	
看板等の設置 不法投棄多発場所に不法投棄防止看板等を設置し不法投棄を抑制する。	不法投棄防止看板149枚、不法投棄厳禁看板39枚、ビュー坊看板7枚、合計195枚の貸出や、町会自治会向けA4版防止シールを配布した。また、防犯カメラ型センサーライトを193個貸出した。 ○費用 4,704,941円	
撤去・処分費用	緊急撤去 3,494,080円	通常撤去 5,708,125円
	防犯設備課 (都道も含め、道路上の危険物を73件撤去)	足立清掃事務所、工事課、公園管理課、交通対策課、生活環境保全課



問題点
今後の方針

今後、通報協力員との連携のほか、企業との協創を目指していく。